

株式会社大建コンサルタント

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

「全社員が仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、技術職の労働者に占める女性労働の割合を高め、女性の活躍に必要なワークライフバランス・職場環境整備を目的として、次のように行動計画を策定する。」

1. 計画期間

令和6年6月1日 ～ 令和11年5月31日

2. 計画内容

技術職の女性の割合を増やし、全技術系労働者に締める
女性技術者の割合を25%に増加させる。(現状19%)
(女性活躍推進法)

(目標1) 女性の採用を拡大する

対策項目：社内体制の改善と積極的な広報

令和6年6月1日～ 求職者に対する積極的な広報

令和6年6月1日～ 企業説明会等で女性社員の出席

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を
支援するための雇用環境の整備と周知
(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)

(目標2) 子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進

対策項目：休暇が取得しやすい環境づくりの実施

令和6年6月1日～ 就業規則に定めた制度の周知徹底

令和9年6月1日～ 休暇取得のためのバックアップ体制の構築

(目標3) 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数の休業制度の実施

対策項目：育児休業期間の延長により子育てに優しい職場づくりの実施

令和6年6月1日～ 育児休業規定に定めた制度の周知徹底

令和9年6月1日～ 現行を上回る育児休業規定の制定

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)

(目標4) 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

対策項目：有給休暇が取得しやすい環境づくりの実施

令和6年6月1日～ 取得日数の少ない社員に対しての計画的取得の奨励

その他次世代育成支援対策
(次世代育成支援対策推進法)

(目標5) インターンシップによる若年者に対する就業体験機会の提供実施

対策項目：各関係期間からの要請に対する受け入れ就業体験機会の提供実施

令和6年6月1日～ 各部門における受け入れ体制の整備実施

※上記5つの目標に対して毎年5月(当社決算期)末までに情報・データ収集及び分析を行う。分析結果は翌年度に反映させ、5年間で目標を達成するものとする。